

薬 第 1 3 3 4 号
令和 2 年 5 月 19 日

各保健所設置市薬務主管課長 様

大阪府健康医療部
生活衛生室長

覚醒剤原料の取扱いに関するリーフレットについて（送付）

日頃より大阪府健康医療行政の推進につきご協力いただき、ありがとうございます。

さて、医療用麻薬と医薬品覚醒剤原料の規制の均衡を図るため、覚醒剤取締法の一部改正が行われ、令和 2 年 4 月 1 日より施行されております。

これを踏まえ、医薬品覚醒剤原料の取扱いについて、病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局において特にご留意いただきたい点をまとめたリーフレットを別添のとおり作成いたしましたので、参考までに送付いたします。

記

1 対象 医薬品覚醒剤原料を取り扱う施設
(病院、診療所、飼育動物診療施設及び薬局)

2 内容

医薬品覚醒剤原料の取扱いについて、令和 2 年 4 月 1 日より変更された内容を重点的にお知らせするものです。

より詳細な内容については、「病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局における覚醒剤原料取扱いの手引き（覚醒剤取締法上の取扱い）」を参照してください。

(掲載ページ URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/makoutori/index.html>)

担当：大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ 岡本
TEL:06-6941-9078 (直通)
FAX:06-6944-6701
E-mail:yakumu-g24@gbox.pref.osaka.lg.jp